

第4期雲仙市障害者計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度



令和3年3月

雲仙市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の推進	2
第2章 障がい者を取り巻く状況	3
1 雲仙市の人口構造	3
2 障害者手帳所持者等の状況	4
3 障がいのある児童・生徒の状況	9
4 障害福祉サービス等の状況	10
5 アンケート調査結果の概要	13
6 団体調査結果の概要	19
第3章 計画の基本的考え方	20
1 基本的考え方	20
2 基本理念	20
3 基本目標	20
4 施策体系	21
第4章 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと	22
第5章 障がい者福祉推進のための施策の展開	25
基本目標1 障がい者とその家族の安心・安全	25
基本目標2 障がい者の自立	29
基本目標3 障がいに対する理解とすべての人がともに支え合う地域づくり	33
第6章 計画の進行管理	37
1 計画内容の周知・広報	37
2 計画全体の進行管理	37
資料編	38
用語解説	38

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

現在、「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉制度の改革が進められており、障がい者も含めた、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合う社会のあり方が求められています。そのため、障がい者の権利が守られるとともに、自らの意思決定に基づいた社会参加ができるよう、多様な支援が必要となっています。

雲仙市（以下、「本市」という。）では、平成18年3月に「雲仙市障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、「雲仙市障害者計画」は6年ごとに「障害福祉計画」については3年ごとにそれぞれ見直しを行ってきました。また、平成30年3月には「障害児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉を総合的に推進してきました。

本市では、福祉の上位計画にあたる「地域福祉計画」、福祉分野の関連計画である「高齢者福祉計画」、そして「第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」がともに令和2年度をもって計画期間を終了します。「雲仙市第3期障害者計画」については、計画の中間期にあたりますが、地域福祉計画をはじめとした福祉関連計画と整合性を図り、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを一層効果的に展開するため、計画の見直しを図ることとしました。

「第4期雲仙市障害者計画」（以下、「本計画」という。）は、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動・社会参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示し、雲仙市における地域共生社会の実現を目指して策定します。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく、「市町村障害者計画」です。本市のまちづくりの方針を示す「第2次雲仙市総合計画」との整合性を図り、関連計画と連携しながら、本市の障がい者施策について定めるものです。

（2）計画の期間

本計画は、国の指針に基づき、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障がい者施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3 計画の推進

(1) 推進体制

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉サイドのみならず、雇用・教育・医療といった分野を横断した総合的な取り組みが不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの充実に努めます。

(2) 評価体制

障がい者関係団体との意見交換の実施を通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策や事業を実施します。

また、雲仙市地域自立支援協議会において、障害福祉計画におけるサービスの実績や、地域生活移行の進捗状況等を確認し、その結果に基づき、対策を検討します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 雲仙市の人口構造

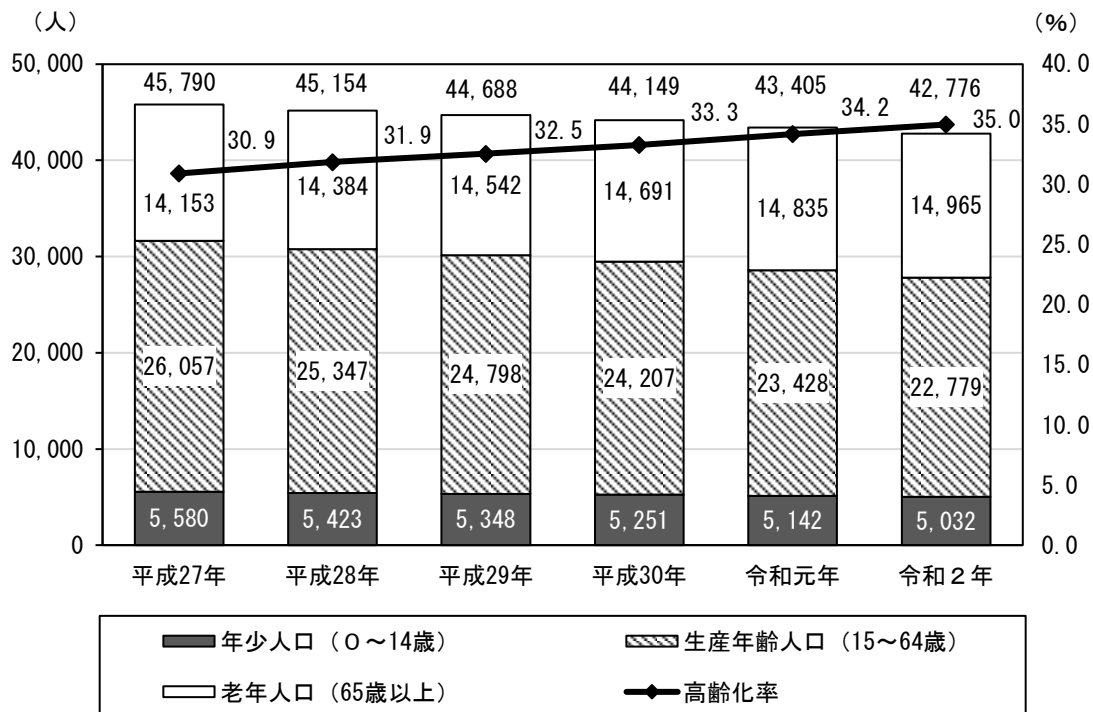
本市の総人口は、平成27年から令和2年にかけて、45,790人から42,776人へと3,014人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少しており、なかでも生産年齢人口は26,057人から22,779人へと3,278人減少しています。一方、老年人口は14,153人から14,965人へと812人増加しており、特に65～74歳の前期高齢者は5,917人から6,940人へと1,023人増加しています。

■人口の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口（0～14歳）	5,580	5,423	5,348	5,251	5,142	5,032
生産年齢人口（15～64歳）	26,057	25,347	24,798	24,207	23,428	22,779
老年人口（65歳以上）	14,153	14,384	14,542	14,691	14,835	14,965
前期高齢者（65～74歳）	5,917	6,133	6,298	6,470	6,687	6,940
後期高齢者（75歳以上）	8,236	8,251	8,244	8,221	8,148	8,025
総人口	45,790	45,154	44,688	44,149	43,405	42,776
高齢化率	30.9%	31.9%	32.5%	33.3%	34.2%	35.0%



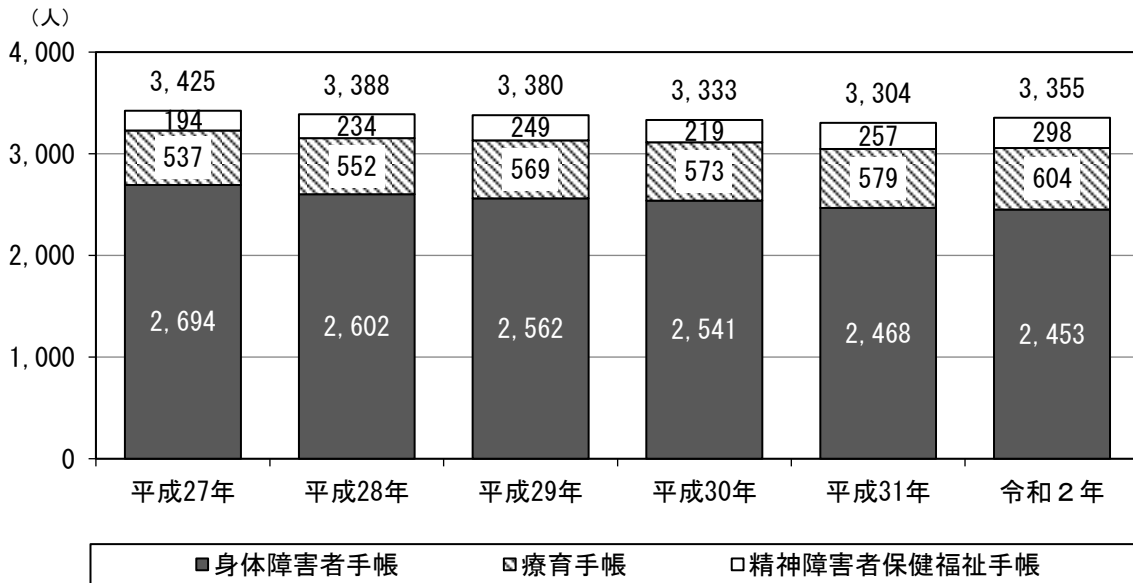
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、平成27年と令和2年を比較した場合、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



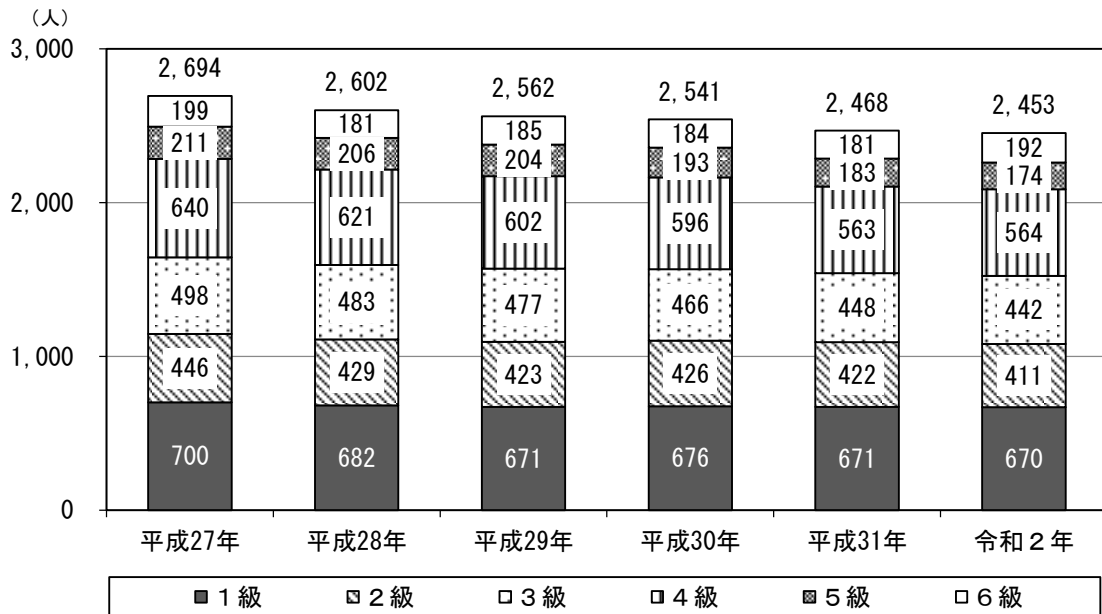
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的に減少傾向にあります。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

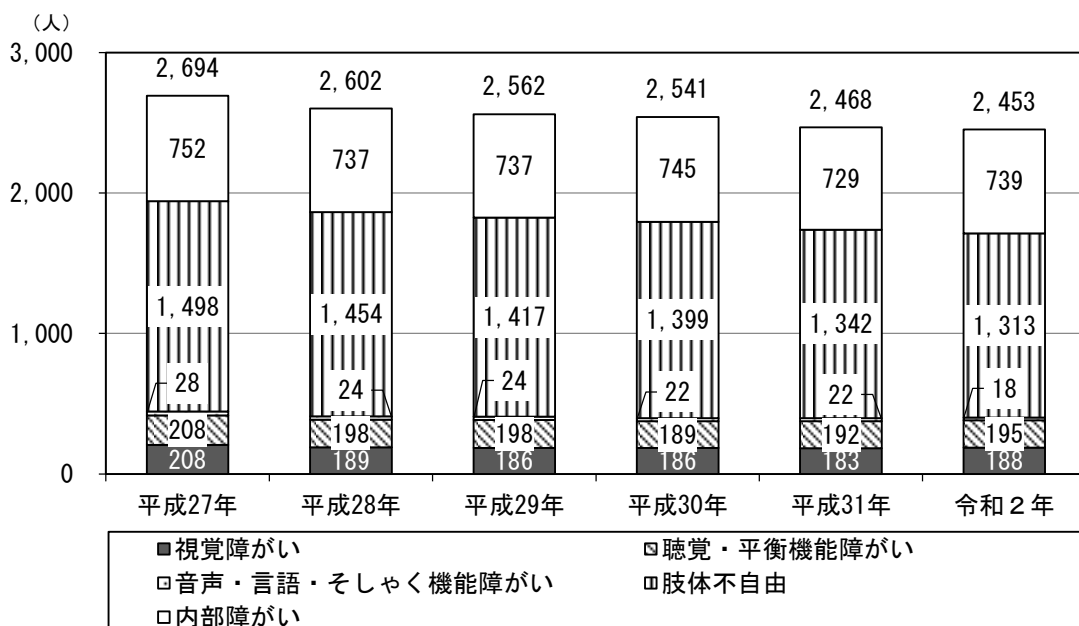


資料：雲仙市（各年3月末現在）

② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。また、平成27年と令和2年を比較した場合、いずれの障がいの種類も減少傾向となっています。

■ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



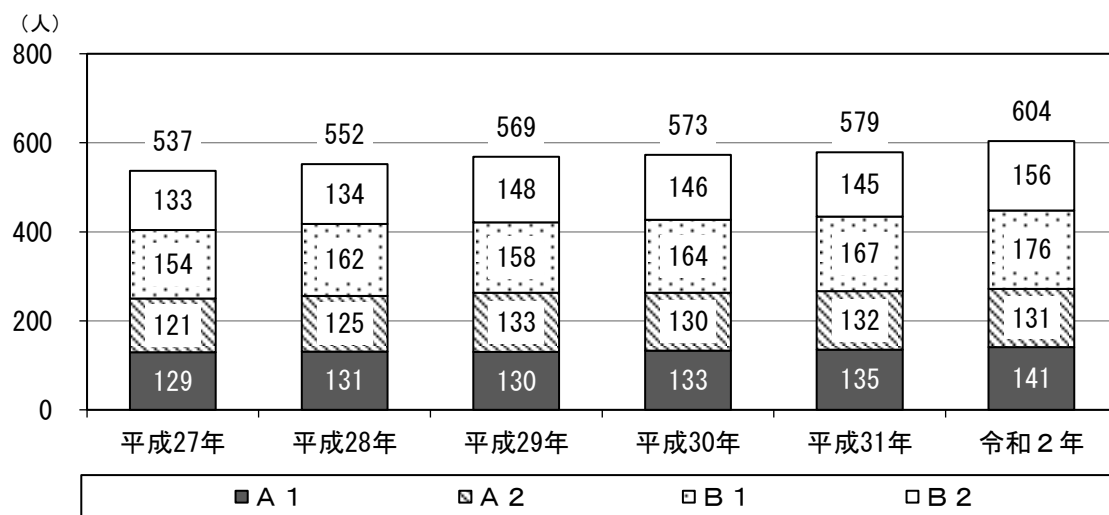
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

① 等級別療育手帳所持者数の推移

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。特にB1（中度）、B2（軽度）では、平成27年と令和2年を比較した場合、それぞれ20人以上増加しています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

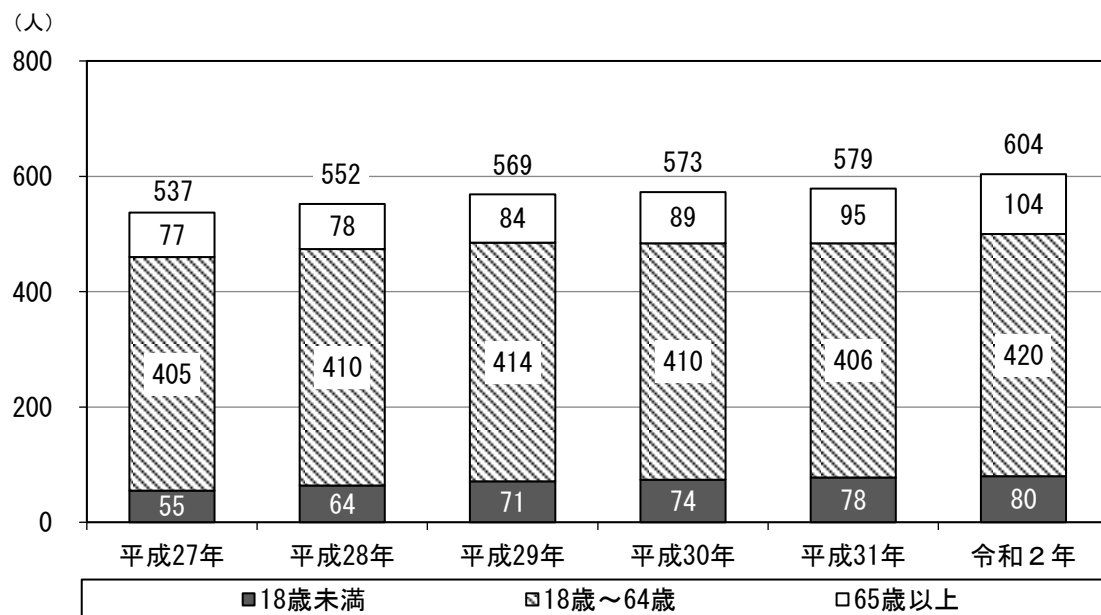


資料：雲仙市（各年3月末現在）

② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満、65歳以上は、平成27年から令和2年にかけて増加傾向にあります。18歳～64歳は増減して推移していますが、令和2年には420人となっており、平成27年と比較した場合、15人増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



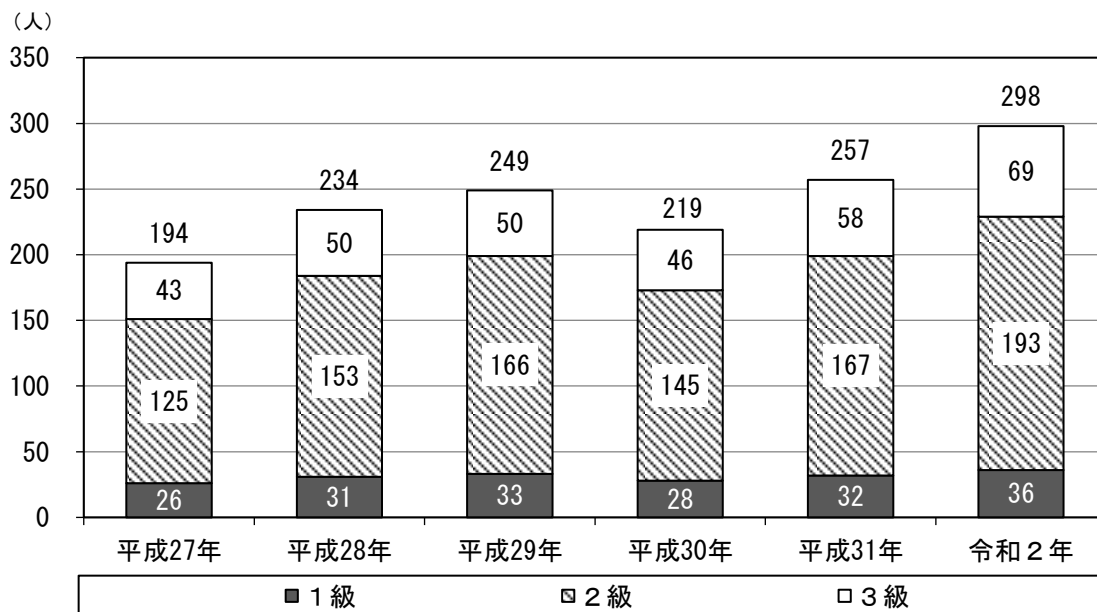
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、各等級において、平成29年にかけて増加していましたが、平成30年に減少し、その後、増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

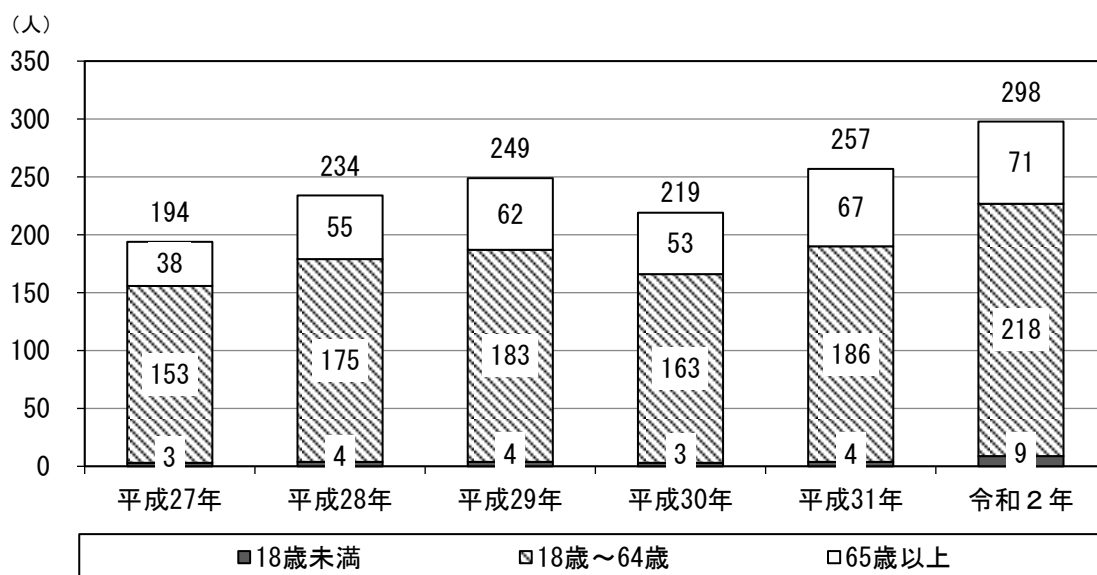


資料：雲仙市（各年3月末現在）

② 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、各年齢において、平成30年以降増加しています。特に、18歳～64歳は令和2年で218人となっており、平成27年と比較した場合、65人増加しています。

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



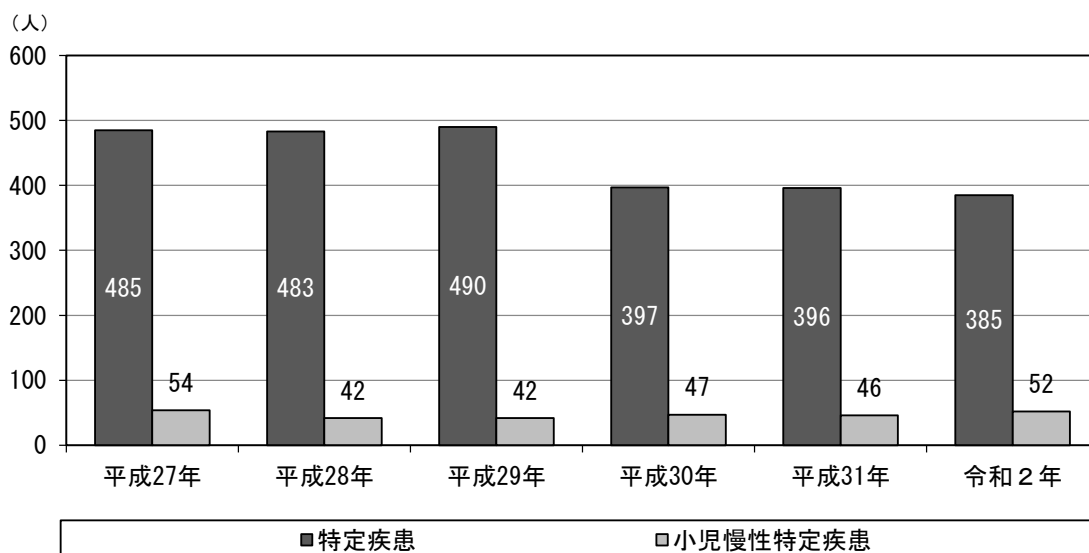
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(5) 難病患者（特定疾患・小児慢性特定疾患）数の推移

難病患者（特定疾患・小児慢性特定疾患）数の推移をみると、特定疾患については、平成29年から平成30年にかけて93人減少し、以降も減少傾向で推移し、令和2年は385人となっています。

小児慢性特定疾患については、平成27年以降、40人台から50人台で推移しています。

■ 難病患者（特定疾患・小児慢性特定疾患）数の推移

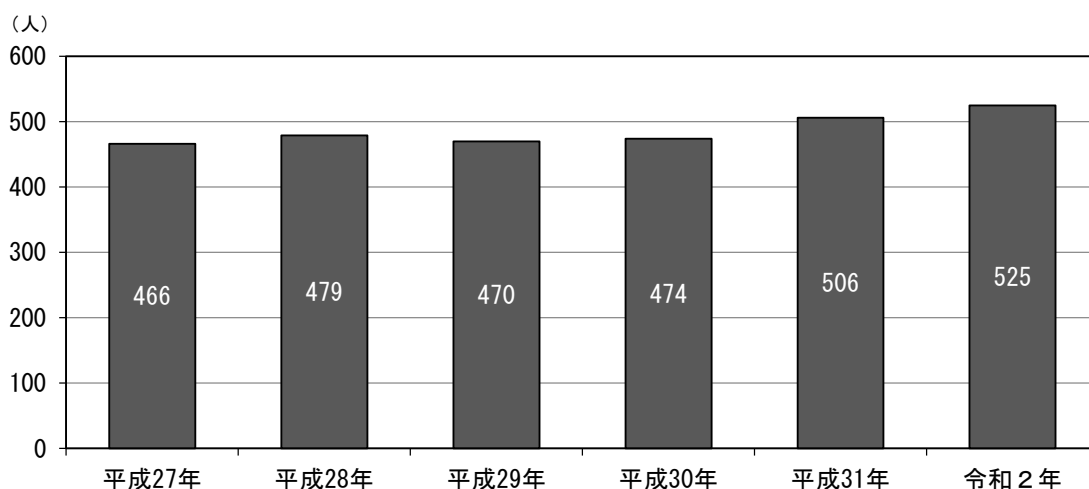


資料：雲仙市（各年3月末現在）

(6) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和2年は525人となっており、平成27年と比較した場合、59人増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：雲仙市（各年3月末現在）

3 障がいのある児童・生徒の状況

本市内の小学校における特別支援学級在籍児童数は年々増加し、令和2年では55人となっています。中学校における特別支援学級在籍生徒数は平成28年に減少したあと、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年では18人となっています。小学校では全児童数に占める割合も年々高くなっており、令和2年では2.57%となっています。

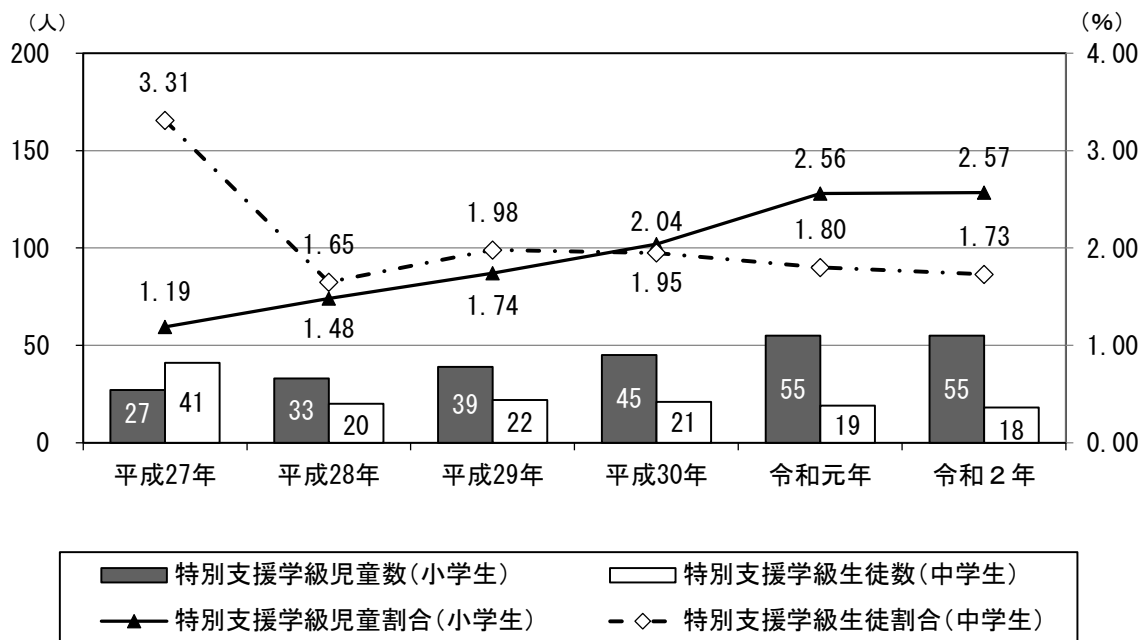
■小・中学校の児童・生徒数と特別支援学級在籍児童・生徒数

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学生（総数）	2,269	2,237	2,236	2,202	2,145	2,143
うち特別支援学級児童	27	33	39	45	55	55
特別支援学級児童割合（小学生）	1.19%	1.48%	1.74%	2.04%	2.56%	2.57%
中学生（総数）	1,238	1,212	1,111	1,076	1,058	1,041
うち特別支援学級生徒	41	20	22	21	19	18
特別支援学級生徒割合（中学生）	3.31%	1.65%	1.98%	1.95%	1.80%	1.73%

資料：雲仙市（各年5月1日現在）

■特別支援学級在籍児童・生徒数と全児童・生徒に占める割合の推移



資料：雲仙市（各年5月1日現在）

4 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービスの実績

障害福祉サービスの実績についてみると、訪問系サービスについては、1月当たりの延べ利用時間、人数ともに減少傾向となっています。日中活動系サービスについては、就労移行支援が減少傾向となっており、就労継続支援（B型）が増加傾向となっています。また、相談支援については、地域移行支援、地域定着支援が計画値では各年1人の利用を見込んでいましたが、実績値は0人となっています。

		平成 29年度	平成 30年度		令和 元年度	
訪問系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	延べ利用時間/月	836	852	742	852	691
	人/月	84	82	81	82	69
日中活動系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	延べ利用日数/月	4,588	4,819	4,621	4,950	4,674
	人/月	237	236	237	239	236
療養介護	人/月	23	23	24	23	24
短期入所（福祉型）	延べ利用日数/月	314	245	304	233	261
	人/月	43	30	42	28	42
短期入所（医療型）	延べ利用日数/月	36	34	30	34	33
	人/月	12	17	11	17	11
自立訓練（機能訓練）	延べ利用日数/月	16	16	8	16	8
	人/月	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延べ利用日数/月	75	194	83	184	73
	人/月	5	12	6	11	3
就労移行支援	延べ利用日数/月	181	185	144	197	74
	人/月	15	18	12	19	11
就労継続支援（A型）	延べ利用日数/月	940	1,073	917	1,127	910
	人/月	54	61	50	64	50
就労継続支援（B型）	延べ利用日数/月	3,155	3,053	3,254	3,096	3,415
	人/月	182	187	187	191	193
就労定着支援	人/月	0	3	4	4	5
居住系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人/月	0	13	14	14	12
共同生活援助（グループホーム）	人/月	180	190	181	193	179
施設入所支援	人/月	115	113	115	112	116
相談支援	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人/月	42	46	42	47	44
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0

(2) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業の実績についてみると、手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣、情報・意思疎通支援用具、移動支援事業については、年々増加傾向となっており、特に移動支援事業は、計画値を大きく上回っています。日中一時支援事業については、減少傾向となっています。

		平成 29年度	平成 30年度		令和 元年度	
	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業	単位					
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	3	3	2
コミュニケーション支援事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者設置	か所	1	1	2	1	2
手話通訳者派遣	件	273	330	293	370	335
要約筆記奉仕員派遣	件	3	4	6	6	8
日常生活用具給付等事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	件	1	2	0	2	1
自立生活支援用具	件	7	9	7	9	3
在宅療養等支援用具	件	11	10	10	10	11
情報・意思疎通支援用具	件	10	11	16	11	18
排泄管理支援用具	件	283	280	294	280	282
住宅改修費	件	1	1	1	1	1
移動支援事業	回	277	130	361	130	411
地域活動支援センター	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
基礎的事業	か所	1	1	1	1	1
機能強化事業	か所	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	回	114	130	111	130	75
社会参加促進事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修	人	6	8	14	8	13
自動車運転免許・改造助成	件	1	2	0	2	1
視覚障害者生活訓練	人	5	5	8	5	8

(3) 障害児福祉サービスの実績

障害児福祉サービスの実績についてみると、放課後等デイサービスは延べ利用日数、利用人数ともに増加傾向となっており、平成30年度、令和元年度ともに計画値を上回っています。居宅訪問型児童発達支援は、平成29年度以降利用がありませんでした。

		平成 29年度	平成 30年度		令和 元年度	
障害児福祉サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	延べ利用日数/月	55	49	66	59	58
	人/月	19	24	22	29	22
放課後等デイサービス	延べ利用日数/月	1,111	1,216	1,295	1,366	1,507
	人/月	82	86	94	95	108
保育所等訪問支援	延べ利用日数/月	1	9	1	10	1
	人/月	5	9	4	10	3
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数/月	0	12	0	16	0
	人/月	0	3	0	4	0
障害児相談支援	人/月	8	10	10	13	10

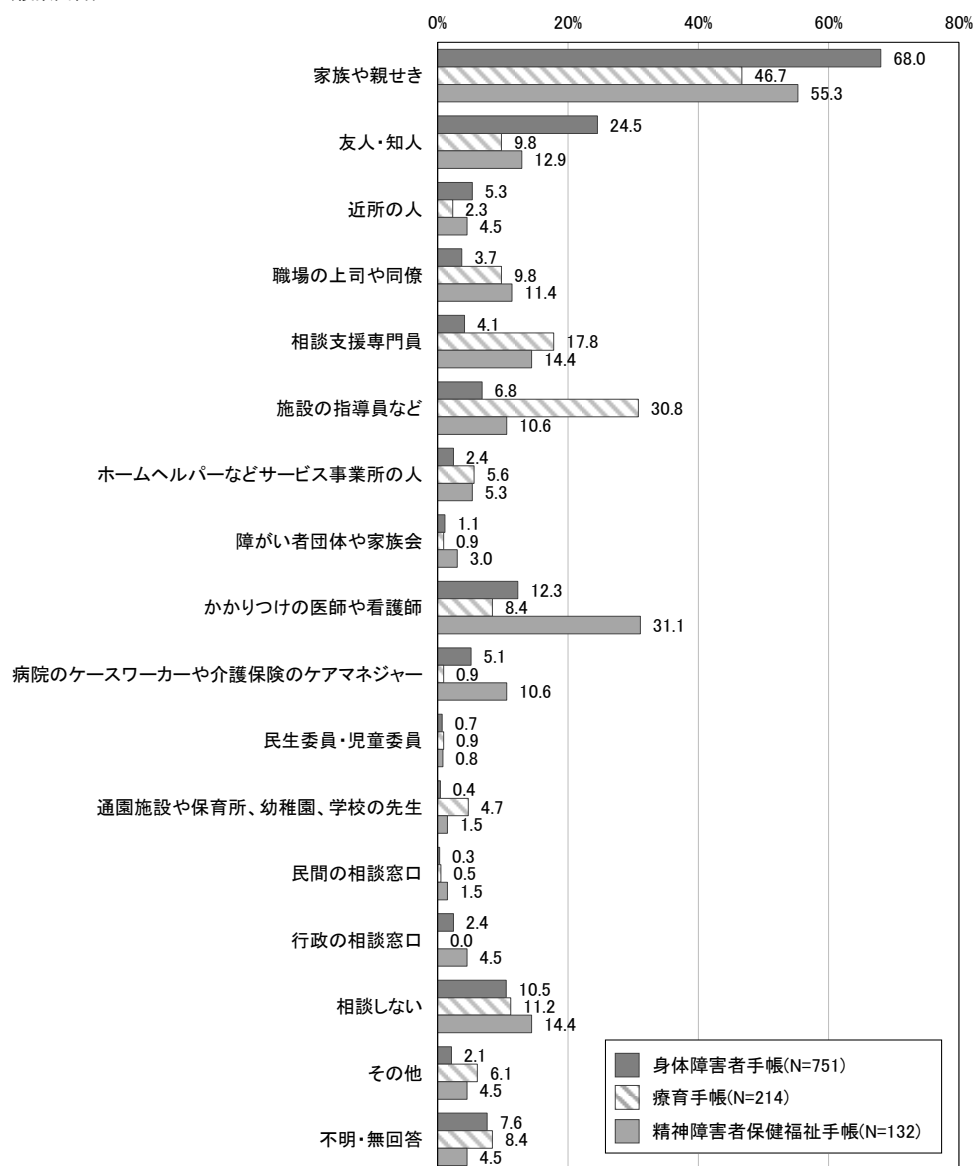
5 アンケート調査結果の概要

1. 普段の悩みや困りごとについて（あてはまるものすべてに○）

障害手帳種類別にみると、いずれの手帳も「家族や親せき」の割合が最も高くなっています。また、身体障害者手帳では「友人・知人」、療育手帳では「施設の指導員など」、精神障害者保健福祉手帳では「かかりつけの医師や看護師」の割合が他の所持手帳と比較して高くなっています。

また、「相談しない」の割合はいずれの手帳も1割台の回答があります。

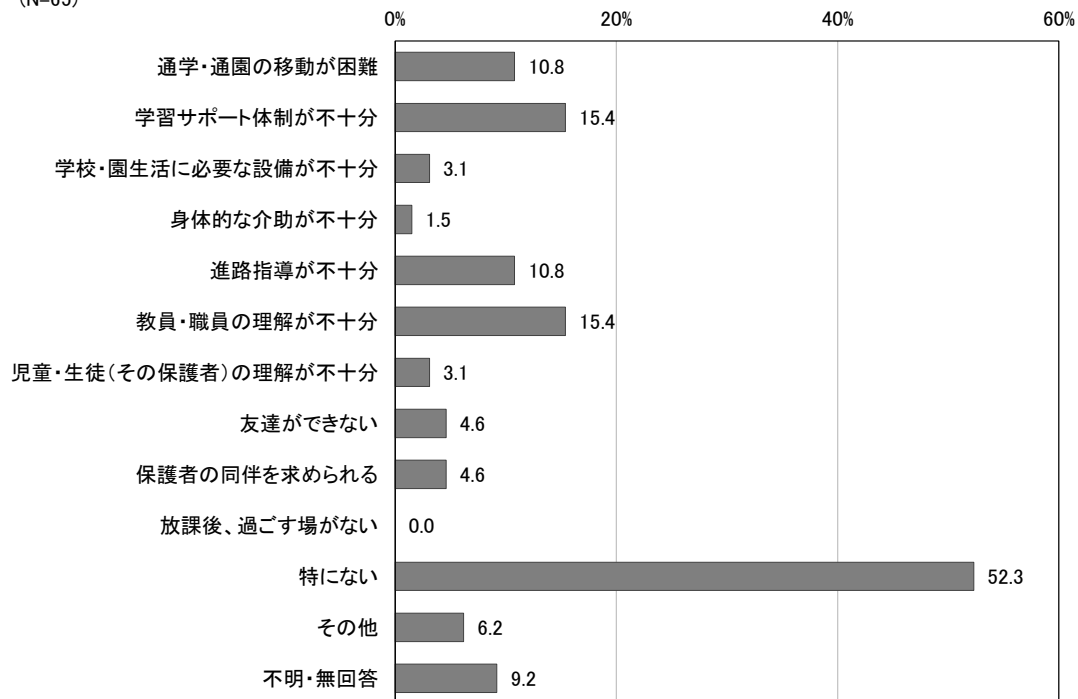
〈複数回答〉



2. 学校・園生活を送る上での課題について（3つまで〇）

学校・園生活を送る上での課題についてみると、「特にない」が52.3%と最も高くなっていますが、課題がある人では、「学習サポート体制が不十分」、「教員・職員の理解が不十分」がいずれも15.4%となっています。

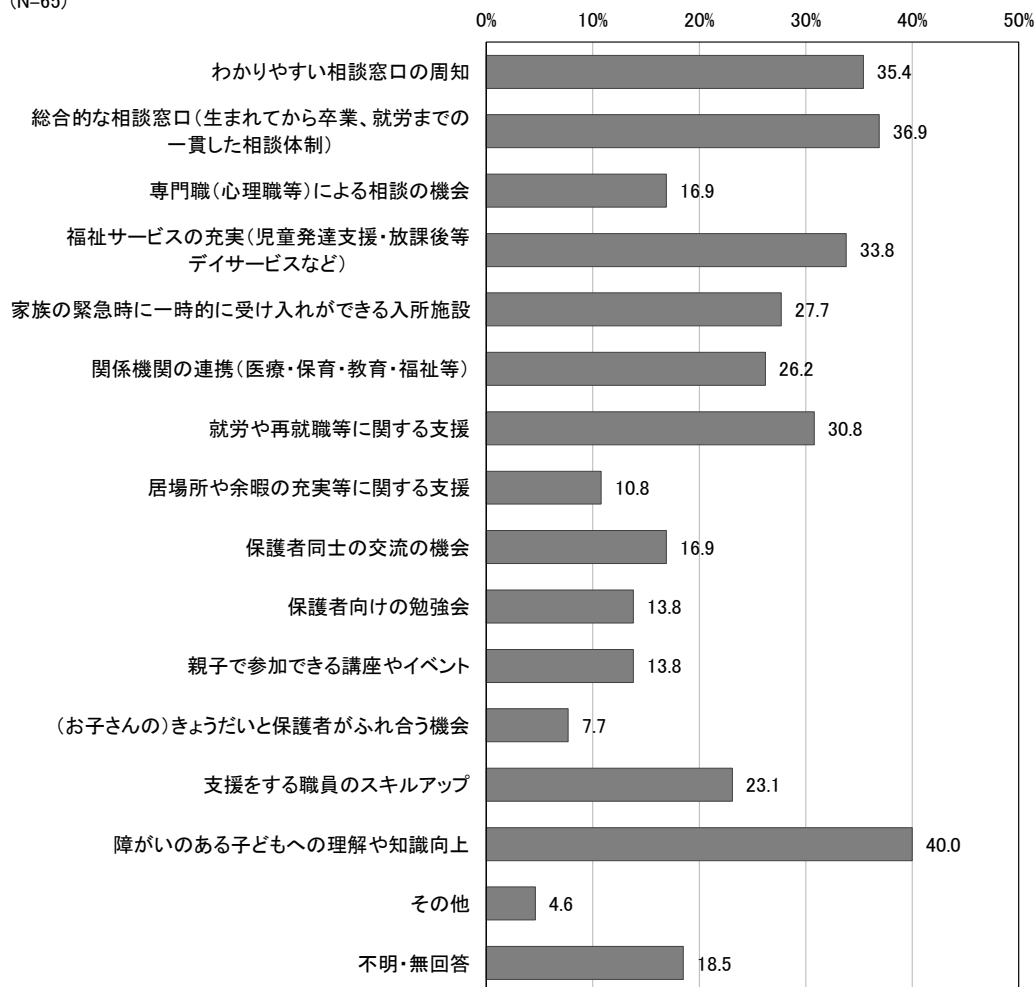
〈複数回答〉
(N=65)



3. (現在通学・通園していると回答した方)障がいのある子どもと家族が安心して生活するために、充実すべき取り組み (あてはまるものすべてに○)

安心して生活するために必要な取り組みについてみると、「障がいのある子どもへの理解や知識向上」が40.0%と最も高く、次いで「総合的な相談窓口(生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制)」が36.9%、「わかりやすい相談窓口の周知」が35.4%となっています。

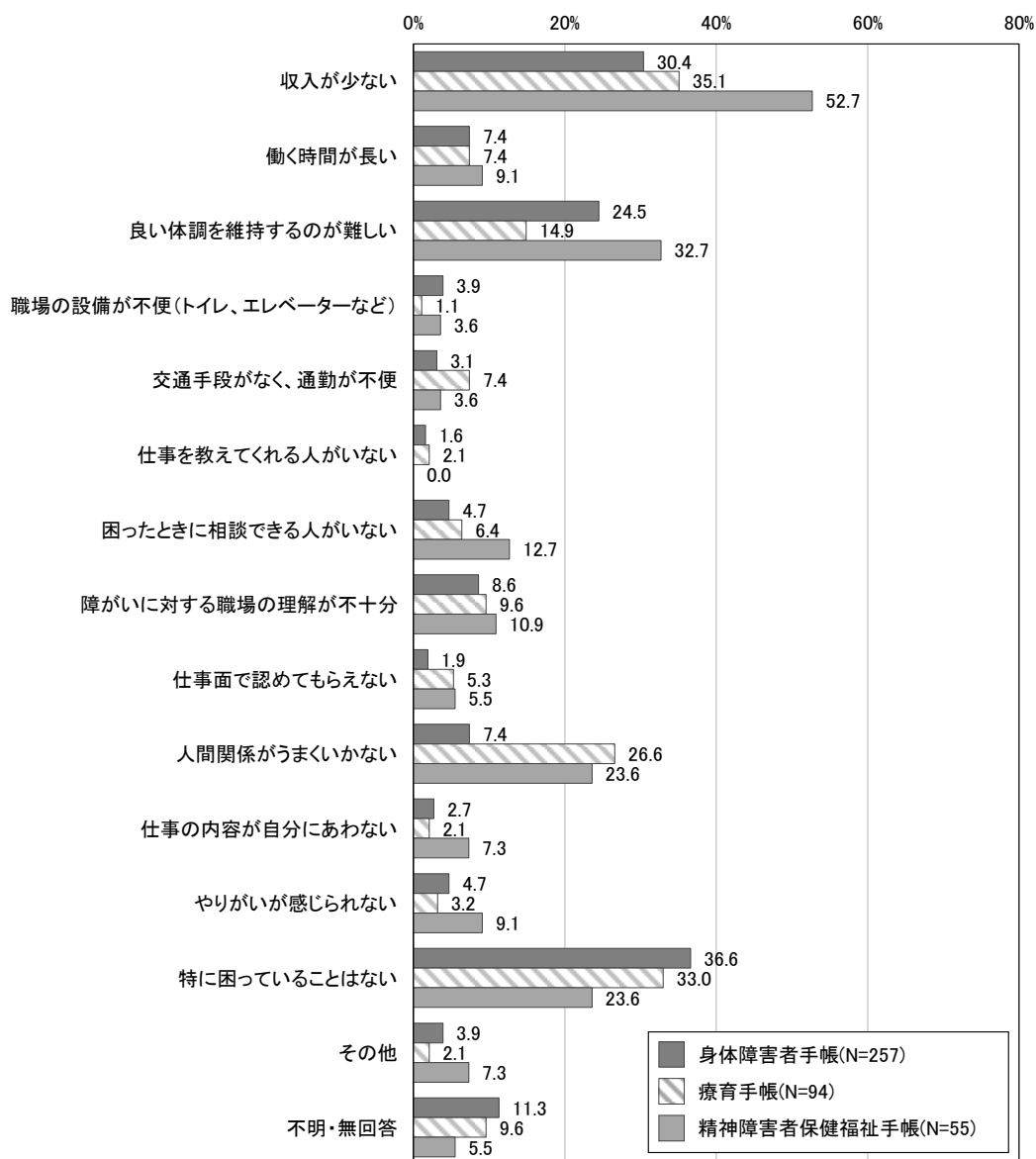
〈複数回答〉
(N=65)



4. (現在通学・通園していないと回答した方)働くときの困りごと・不安について (あてはまるものすべてに○)

障害手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「特に困っていることはない」が最も高くなっていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「収入が少ない」の割合が最も高くなっています。

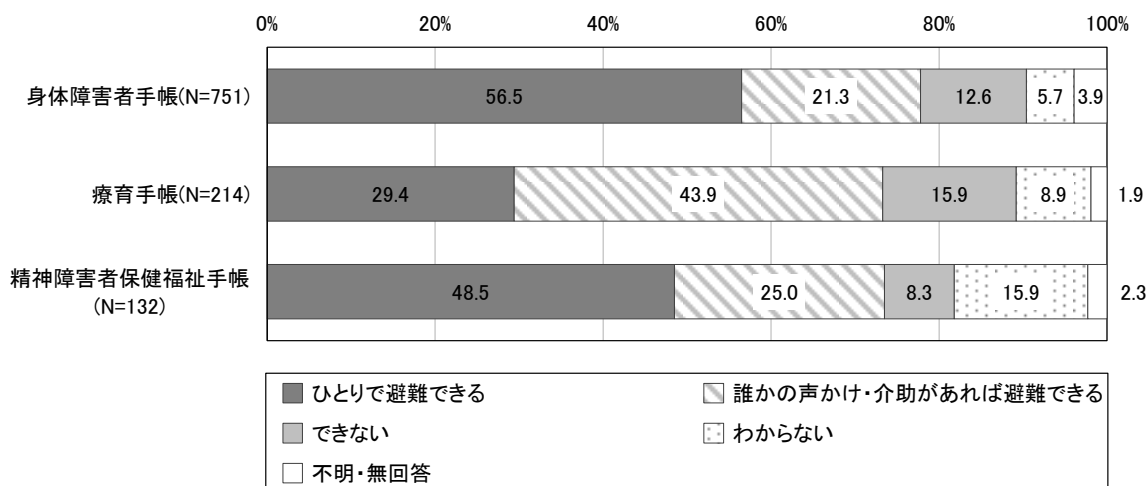
〈複数回答〉



5. 火事や台風、地震等の災害時に避難できるか（1つに○）

障害手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「ひとりで避難できる」、療育手帳では「誰かの声かけ・介助があれば避難できる」の割合が最も高くなっています。また、「できない」の割合は身体障害者手帳、療育手帳で1割を超えています。

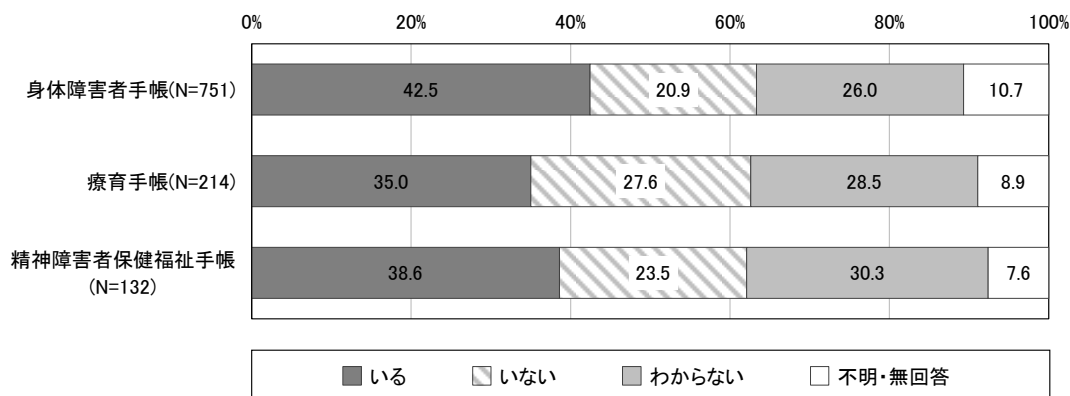
〈単数回答〉



6. 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるか（1つに○）

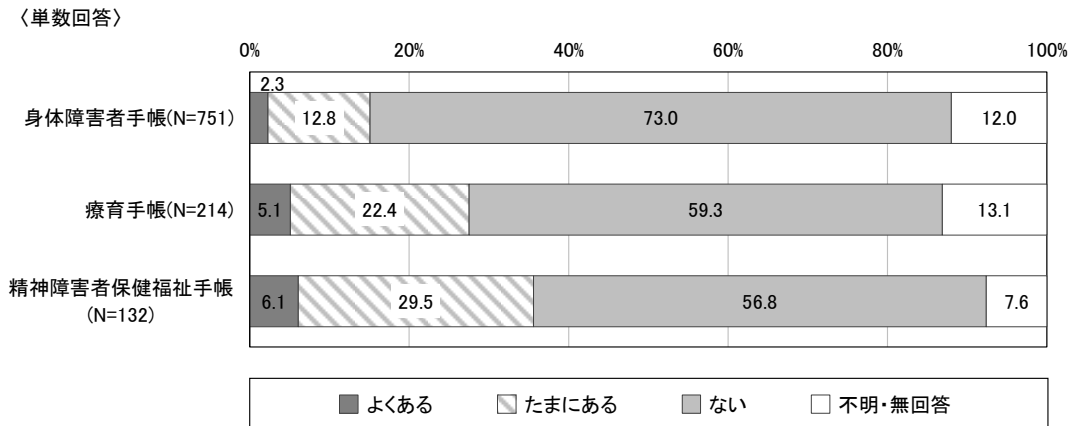
障害手帳種類別にみると、いずれの手帳も「いる」の割合が最も高くなっています。また、「いない」の割合は療育手帳で27.6%と他の手帳と比較して高くなっています。

〈単数回答〉



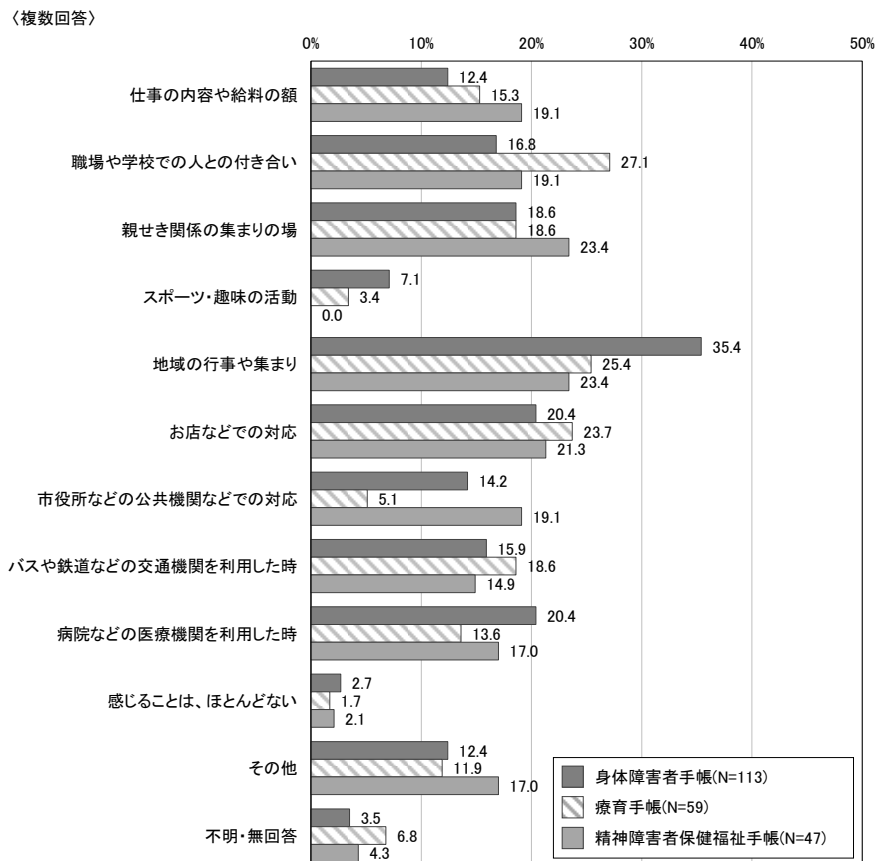
7. 障がいを理由とした差別や偏見、嫌がらせ、仲間はずれ等の経験について（1つに〇）

障害手帳種類別にみると、いずれの手帳も「ない」の割合が最も高くなっています。また、「よくある」と「たまにある」をあわせた割合は、精神障害者保健福祉手帳で3割を超えており、他の手帳と比較して高くなっています。



8. (差別や偏見、嫌がらせ等を受けたことがあると回答した方)どのようなときにそれを感じたか (あてはまるものすべてに〇)

障害手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「地域の行事や集まり」、療育手帳では「職場や学校での人との付き合い」、精神障害者保健福祉手帳では「親せき関係の集まりの場」、「地域の行事や集まり」の割合が最も高くなっています。



6 団体調査結果の概要

本市の障がい者の実態や障害福祉サービスのニーズ等を十分に把握し、計画策定にあたっての検討材料とするために、市内4団体に対して、記述式のアンケート調査を実施しました。また、雲仙市地域自立支援協議会相談支援部会においては、日頃の相談支援活動等から把握している課題等について対面式のヒアリング調査を実施しました。

● 普段の活動を通して感じる、地域の課題や必要だと思う取り組みについて

① 障がいのある子ども・保護者への支援について

- ・ 就学時の通学支援。
 - ・ 放課後等デイサービスのニーズの増加は喫緊の課題。次年度以降の新規利用相談があっても対応が難しい場合も想定される。
 - ・ 不登校児の保護者から、学校の対応に関する悩みについての相談がある。
 - ・ 子どもとの接し方についての相談がある。
-

② 引きこもり支援、地域活動、日常生活への支援について

- ・ 引きこもりの人や不登校の児童・生徒のための居場所をつくっていくことが重要となる。引きこもりの人が徐々に活動を広げていくための中間支援としての地域活動支援センターのあり方を検討すべきである。
 - ・ 引きこもりのケースへの対応についての相談がある。
 - ・ 和式トイレの改築や低床バス、BOX型タクシー等の物理的なバリアフリーに関する支援が必要である。
-

③ 災害・非常時の対応について

- ・ 重度の障がい者については、災害時に現実的に避難することが難しいケースもある。身近な福祉事業所が避難所になれば良いが、人員の確保や介護ができる環境の整備づくりが必要である。
 - ・ 台風時の避難場所（障がい者用）の案内が必要である。
 - ・ 家族等の身近な支援者が新型コロナウイルスに感染した場合等の支援体制。ヘルパーの確保等もすぐには難しい。
-

第3章 計画の基本的考え方

1 基本的考え方

本市では、障がい者がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択し、行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会活動へ参加・参画することのできるまちづくりを目標として、計画を推進してきました。

今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域や家庭で、共に生活ができるような社会を築き、「共生社会」の実現を目指す必要があることから、第3期障害者計画の基本理念を継承しながら、基本理念を次のように設定します。

2 基本理念

**障がいのある人もない人も自分らしく
いきいきと輝いて暮らせるまちづくり**

3 基本目標

基本理念を達成するために、以下に挙げる3項目の基本目標を設定し計画を推進します。

基本目標 1 障がい者とその家族の安心・安全

基本目標 2 障がい者の自立

**基本目標 3 障がいに対する理解とすべての人がともに支え合う
地域づくり**

4 施策体系

基本理念

障がいのある人もない人も自分らしくいきいきと輝いて暮らせるまちづくり

基本目標1 障がい者とその家族の安心・安全

基本施策	施策の方向性
(1) 安心・安全な生活環境の整備	①住宅環境の整備
	②外出支援の整備
	③アクセシビリティ（利用しやすさ）に配慮したまちづくりの総合的な推進
(2) 防災、防犯等の推進	①防災対策の推進
	②防犯対策の推進と消費者トラブルの防止
(3) 保健・医療の推進	①精神保健対策の充実
	②難病に関する保健・医療施策の推進
	③障がい原因となる疾病等の予防・治療

基本目標2 障がい者の自立

基本施策	施策の方向性
(1) 自立した生活の支援・相談支援体制の充実	①意思疎通支援の推進
	②相談支援体制の構築
	③在宅福祉サービスの充実
	④障がい児に対する支援の充実
(2) 情報アクセシビリティの向上	①情報アクセシビリティの向上
(3) 雇用・就業・経済的自立の支援	①総合的な就労支援
	②経済的自立の支援

基本目標3 障がいに対する理解とすべての人がともに支え合う地域づくり

基本施策	施策の方向性
(1) 障がいに対する理解の促進	①障がい者への理解と差別解消の促進
	②福祉教育の充実
	③精神障がい者の社会参加
	④ボランティア活動の振興
(2) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興	①学校教育の充実
	②生涯を通じた多様な学習活動の充実
	③文化芸術活動・スポーツ等の振興

第4章 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと

本市では、地域の課題や資源の状況等に応じて、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉等の各福祉分野が特に連携して取り組むべき事項として以下の取り組みを推進します。

福祉関連計画の共通テーマ

地域のつながりを見つめ直し、災害時に支え合える雲仙市をつくる

少子高齢化を背景に地域コミュニティが変容する中、地域の連帯意識が低下しているといわれていますが、よりよい地域コミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進めるためにも非常に重要です。今一度、改めて地域のつながり・支え合いについて見つめ直し、平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりを進めます。

災害時こそ重要な「身近な地域とのつながり」

防災対策の基本は、

①自助：

住民一人ひとりが自分の命は自分で守る

②互助・共助：

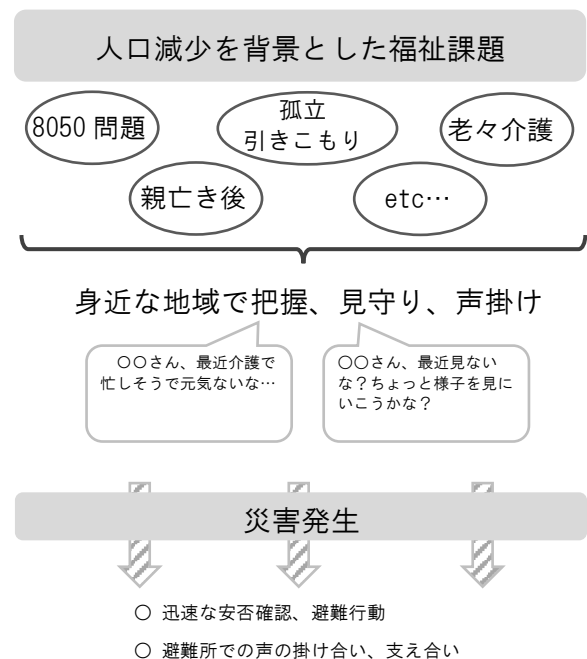
地域住民が連携して地域の安全はみんなで守る

③公助：

行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

上記の3つであるといわれています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

互助・共助について、本市の団体ヒアリングでは、「いざ避難というとき、民生委員児童委員が担当地区の人全員を対応することは現実的に難しい」「隣近所での声掛けの方が避難行動に結びつきやすい」といった意見がありました。非常時にこそ、「一人の地域住民として、身近な地域でつながり合う関係が築けているか」がより一層重要となります。



1 「顔の見える地域」の維持継続

- ・ 団体ヒアリングでは、国見地区、瑞穂地区、吾妻地区、愛野地区、千々石地区、小浜地区、南串山地区のいずれの地区でも地域のつながりの強さを示す意見が上がりました。
- ・ 地域のつながりの強さは本市の特色の一つですが、少子高齢化や核家族化の進行を背景に希薄化していくことが懸念されます。
- ・ 地域の世代間交流の機会を継続的に確保することで「顔の見える地域」の関係性を維持していく必要があります。

2 地域の子カチを結集！連携と協働の体制強化

- ・ 団体ヒアリングでは、自治会と民生委員児童委員協議会の連携による見守り支援の必要性や地域の組織間の連携交流の重要性についての意見が多く上がりました。地域によっては、地域住民個人単位での交流はあっても、各団体が組織的に交流したり、互いの活動について知る機会がないケースがみられました。
- ・ これまで地域の福祉活動については、自治会、民生委員児童委員協議会、老人会等の各種団体が、団体ごとの役割分担の中で、地域の特性に合わせたきめ細かな活動を展開してきました。しかし近年、様々な地域活動での担い手不足が課題となっており、今後、活動の維持が困難になっていくことが予測されます。
- ・ これまでの活動を活かしながらも、地域を越えた情報交換や団体間の連携・協力を密にすることで、より効果的に活動を展開していくことが求められます。

3 災害時等における早期避難体制の整備

- ・ 近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。本市においても、令和2年の台風第10号では、大きな人的被害はなかったものの、支援を必要とする人の早期避難体制の確保について、課題が浮き彫りとなりました。
- ・ 特に台風の場合は、予報をもとに早めの避難を行うなどの事前の対策を講じることができます。令和2年の台風第10号では、福祉的な支援を必要とする人から避難についての不安の声が多く上がり、急遽市内2か所で高齢、障がい等を理由に通常の避難所では生活が難しい人のための避難所を開設しました。
- ・ 福祉的な支援を必要とする人が、身近な地域で事前に避難できる体制づくりについて、地域と連携して検討していくことが必要です。

各計画の行動目標

共通取り組み項目	地域福祉	高齢者福祉	障がい者福祉
<p>1</p> <p>「顔の見える地域」の維持継続</p>	<p>・自治会、学校単位の各種イベント等の機会を活用して、世代間の交流を促進します。</p>	<p>・各種生きがいづくり、サロン活動、介護予防活動の活性化を図り、身近な地域の交流拠点づくりを推進します。</p>	<p>・地域交流、特別支援学校や特別支援学級との交流、障がいの有無に関わらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の推進により、幼少期から地域でともに育つ環境づくりを進めます。</p>
<p>2</p> <p>地域の子カラを結集！連携と協働の体制強化</p>	<p>・自治会、民生委員児童委員協議会が組織的に交流する機会をつくることで、地域の担い手として協働する環境づくりを進めます。</p>	<p>・介護予防事業や、雲仙市シルバー人材センターの事業を通して、元気高齢者が地域の担い手として活躍する機会を確保します。</p>	<p>・障がい者団体と地域団体との交流、連携を進め、障がいについての地域の理解促進を図ることで、障がい者が、日頃生活している身近な地域とのつながりを持てる環境づくりを進めます。</p>
<p>3</p> <p>災害時等における早期避難体制の整備</p>	<p>・福祉的な支援を必要とする人が事前に避難できるよう、防災分野と連携しながら早期避難体制の整備に努めます。</p>	<p>・ひとり暮らしで支援を必要としている人、認知症の人等を隣近所で日頃から見守り合う関係づくりを進めます。</p>	<p>・障がい者が早期に避難できるよう、障がいの特性に合わせた支援体制づくりを進めます。</p>

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けること。

第5章 障がい者福祉推進のための施策の展開

基本目標1 障がい者とその家族の安心・安全

(1) 安心・安全な生活環境の整備

① 住宅環境の整備

施策名	内容
住宅の確保に関する情報提供の充実	市営住宅の入居者募集情報を自治会回覧、ホームページ、メールマガジンを通じて提供し、住宅の確保に努めます。

② 外出支援の整備

施策名	内容
ヘルプカード・ヘルプマークの普及、推進	外出時等、障がい者が支援を必要とする時に活用できるヘルプカードの普及、推進に努めます。また、県と連携して、ヘルプカード・ヘルプマークの配付事業に取り組みます。
道路環境や交通安全施設の整備	歩道については、障がい者や高齢者等の安全性に配慮するよう努めます。交通信号機や横断歩道等の安全施設についても、障がい者等が利用しやすいものを障がい者団体と連携して関係機関に要望します。
移動支援や交通手段の優遇制度の周知	外出時にヘルパーを派遣する移動支援事業の充実や周知を図ることにより、障がい者の円滑な移動を支援します。また、「雲仙市障害者福祉ガイド」の配付等、その他様々な交通手段の優遇に関する制度の周知に努め、利用を促進します。

③ アクセシビリティ（利用しやすさ）に配慮したまちづくりの総合的な推進

施策名	内容
福祉のまちづくり体制の推進	歩道の設置や段差の解消、公共交通機関、不特定かつ多数の人が利用する建築物のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化、点字ブロックの設置や道路環境整備等、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めます。
公共施設のバリアフリー化の推進	障がい者が日常生活において利用することの多い公共施設や、不特定多数の人が利用する公共の建築物については、障がい者等にとって円滑に利用できるものとなるよう努めます。
民間事業者の理解促進と民間建物のバリアフリー化の推進	バリアフリー新法及び同法に基づく基準や長崎県福祉のまちづくり条例に基づき、民間事業者の理解を得ながら可能な限りバリアフリー化を図るように整備改善を促します。

施策名	内容
雲仙市地域福祉計画の推進	雲仙市地域福祉計画の中で掲げられた基本理念、「助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり」は、本計画の基本理念とも整合するものです。雲仙市地域福祉計画と連携することで、地域福祉を推進していきます。

(2) 防災、防犯等の推進

① 防災対策の推進

施策名	内容
雲仙市災害時要援護者避難支援計画の推進	雲仙市災害時要援護者避難支援計画に基づき、「自助」と地域の支え合いによる「互助・共助」を基本として、災害時の支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者の状況を把握し、迅速に情報共有するための方法について検討するほか、情報伝達や避難支援体制の整備を図ります。
防災知識の普及	障がい者を支援する事業所や自治会等に対して出前講座の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練等による防災知識の普及を図ります。
地域防災ネットワークの確立	地域、民生委員児童委員、消防機関、関係社会福祉施設等の連携をとり、災害時に支援を必要とする人に対して、社会福祉施設も含めた地域ぐるみの支援が行える体制づくりに努めます。また、自主防災組織等による地域支援体制づくりを推進します。
地域における防災の充実	避難場所や避難経路の確認を行うなど、地域の実情に合った防災の充実に努めます。 また、福祉的な支援を必要とする人が、身近な地域で事前に避難できるよう避難所のあり方について、関係機関と連携して検討します。非常時に誰もが安全に迅速な行動がとれるよう、障がいの特性を踏まえた避難行動等について、地域の支援者の理解促進を図ります。
災害時の多様な情報伝達の実施	災害時における情報伝達については、様々な障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの周知普及に努めます。

② 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

施策名	内容
地域における防犯体制の充実	障がい者や高齢者の犯罪被害防止のため、「広報うんぜん」やパンフレットの作成・配布等の様々な方策を講じ、情報の提供に努める一方、警察署との連携を図り、適切な対応に努めます。
消費生活相談の充実	消費生活トラブルや悪質商法等の被害未然防止のため、情報提供や啓発に努めます。また、相談においては、支援者や支援機関、家族と連携をとり、解決に向けて相談体制の充実を図ります。
緊急通報体制等整備事業の推進	ひとり暮らしの障がい者に対し、緊急通報体制等整備事業を推進します。

(3) 保健・医療の推進

① 精神保健対策の充実

施策名	内容
精神保健対策の充実	精神保健の重要性について啓発を行うとともに、保健所や関係機関等との連携のもと、気軽に相談できる相談窓口の整備と、健康相談や保健指導の充実に努めます。
自殺対策の充実	自殺対策について、適切な相談・医療機関への橋渡し役を担うゲートキーパーの養成等に努めるなど関係機関との協働により取り組みます。
保健・医療・福祉の連携	入退院や地域生活について、保健所、医療機関等と連携し、地域移行や保健・医療・福祉施策の展開を図ります。
地域活動支援センターの推進	地域で社会適応能力の訓練のできる場の確保のため、地域活動支援センターの充実に努めます。また、障がい者やその家族が、地域生活を安心して営むことができるよう、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実を図ります。さらに、地域活動支援センター等への参加を促し、仲間づくりや対人関係の改善の場として提供し、その充実に努めます。
精神疾患等の予防と早期発見、早期受診の促進	医療機関をはじめとした関係機関と連携し、電話相談や面接相談、訪問活動により、疾病や障がいの早期発見・早期受診及び日常生活の支援に努めます。
地域相談支援体制の確立	社会復帰可能な精神障がい者が、精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け、社会的自立を促進させ、地域につなげられるよう、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。

② 難病に関する保健・医療施策の推進

施策名	内容
難病施策の推進	保健・医療・福祉関係者の連携のもとに在宅療養への移行がしやすい環境づくりに努めます。また、講演会、交流会、相談会等の周知を図り、患者及び家族の参加を促進し、不安等の軽減に努めます。
難病患者等に対する生活支援体制の整備	県と連携し、難病患者等を支援する体制整備に努めます。
難病患者に対する福祉施策の推進	各関係機関と連携し、患者の特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。

③ 障がい原因となる疾病等の予防・治療

施策名	内容
疾病の早期発見と健康管理の徹底	各種健診等の内容の充実と受診しやすい環境づくりや特定健診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見と健康管理の徹底を図ります。
成人保健対策の充実	健康診査による要指導者に対しては、早期受診や精密検査の適切な指導に努めます。さらに、生活習慣病予防のため、特定健診・特定保健指導の一層の推進に努めます。
保健指導の推進	生活習慣病の発症を未然に防ぐため、健康診査と保健指導を進めていきます。
心の健康づくりの推進	心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	保護者に寄り添いつつ、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりに努めます。
治療環境の整備	保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

基本目標2 障がい者の自立

(1) 自立した生活の支援・相談支援体制の充実

① 意思疎通支援の推進

施策名	内容
意思疎通支援者の派遣、設置等による支援	意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳の派遣、設置等による支援を行います。
手話通訳者等の養成研修の実施	手話通訳者、手話奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。
情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援	情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。また、聴覚に障がいがある方への行政窓口支援として、対話支援機器（コミュニケーション）の設置を継続することや庁内設置の電光掲示板での情報提供を行います。

② 相談支援体制の構築

施策名	内容
地域自立支援協議会と各機関との連携と相談支援体制の充実	地域自立支援協議会を通じて、各相談機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図るとともに、地域包括ケア会議等と連携し、体制の構築に努めます。
相談支援業務の充実	ワンストップの相談窓口としての役割を果たすよう、相談支援事業所への委託により、相談支援体制の充実を図ります。「ピアサポートうんぜん」の取り組みを周知することで、障がい者等がピアサポート活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。また、緊急時においても障がい者（児）の受け入れができるよう24時間相談支援体制を強化していきます。
情報提供の充実	相談支援事業所や各関係機関と協力や連携を深め、制度や福祉サービスが必要になったときに、スムーズに利用することができるよう、周知を図ります。

③ 在宅福祉サービスの充実

施策名	内容
訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとする訪問系サービスの質・量の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実	日中利用することのできる生活介護や自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所等の質・量の確保に努めます。
居住系サービスの充実	自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。
地域生活支援事業の充実	相談支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、視覚障害者生活訓練事業等を実施します。
サービス供給事業者等との連携	サービス提供事業者等との連携を行い、福祉サービスの充実向上に努めます。

④ 障がい児に対する支援の充実

施策名	内容
障がい児等を取り巻くネットワーク機能の充実	地域自立支援協議会子ども支援部会において、障がい児通所支援事業所、学校・保育所・幼稚園と地域や家庭の支援者との関わりをさらに深め、発達に課題のある子ども等に対するネットワーク機能を充実します。
適切な保健・医療・福祉等のサービスの推進	障がい児が適切な保健・医療・福祉等のサービスが受けられるよう、児童相談所、保健所、関係医療機関及び施設等とのネットワークの整備を図ります。
個々の子どもに合わせた支援の充実	乳幼児健康診査等で発達障がい等が疑われる場合は、ことばと心の相談や専門の医療機関受診を勧め、早期療育に努めます。また、必要に応じて、訪問指導や保育園等の関係機関とケース検討会等を実施し、個々の子どもに合わせた支援の充実を図ります。
児童発達支援の充実	児童発達支援事業所等が連携を図り、適切なサービスが受けられるよう、児童発達支援体制の充実を図ります。
障がい児保育体制の推進	保育園等において、当該児童の集団生活を送る手助けを行うことにより、重度の障がいを有する児童を持つ保護者の育児に対する不安感を取り除き、児童へ安心感を与えることを目的としたサポート体制の推進に努めます。
放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の充実	就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう、放課後等デイサービスの充実を図ります。また、保護者の育児負担の軽減、就労支援策として日中一時支援の利用促進を図ります。
療育を受けることのできる場の充実	医療機関や福祉施設等の関係機関と連携を図り、障がい児が療育を受けることのできる場の充実に努めます。

(2) 情報アクセシビリティの向上

施策名	内容
「雲仙市障害者福祉ガイド」の作成	障がい者の障害福祉サービス、医療、地域生活及び障がいに関する相談等の福祉制度について、わかりやすく記載した「雲仙市障害者福祉ガイド」を作成します。
「声の広報発行事業」の周知	「声の広報発行事業」について、広報紙や市ホームページによる周知に加え、民生委員児童委員の訪問活動等を通じ、周知に努めます。
手話通訳者の充実	手話通訳者を継続して配置します。
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、保健・医療・福祉に関する様々な情報については、市ホームページや、地域情報配信システム〈ほっと@うんぜん〉によって、あらかじめ市ホームページから登録した希望者に対し、電子メールによる福祉情報等の配信を行います。

(3) 雇用・就業、経済的自立の支援

① 総合的な就労支援

施策名	内容
就労部会における障がい者雇用促進の活動の充実	地域自立支援協議会就労部会において、障害者就労支援セミナーの開催等の取り組みを検討し、実施することで、障がい者雇用の推進に取り組みます。
事業者の理解促進	障がい者雇用の推進と事業者の理解促進のため、民間企業での職場実習等の機会を確保します。また、企業等の事業者のみならず、農業等の個人事業者への働きかけを行っていきます。
事業者としての市の取り組み	障がい者雇用を推進する立場から、市として、さらなる障がい者雇用に取り組みます。
就労継続支援事業の充実	障がい者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）の周知や利用促進を進めていきます。
就労移行支援事業の利用促進	一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用推進を図るとともに、ジョブコーチ（就労援助指導員）の活用を行います。
障がい者が作った製品の販売支援	福祉的就労の場で製造される製品の行政内の活用や販売拡大に向け、支援していきます。

② 経済的自立の支援

施策名	内容
年金・手当等の周知	障がい者の生活安定のための年金・手当等について、「雲仙市障害者福祉ガイド」等で制度の周知を図ります。
経済的負担の軽減	税金や公共料金の減免等について、「広報うんぜん」、市ホームページ等により周知を図ります。
成年後見制度等の周知と利用推進	判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の周知と利用推進に努めます。

基本目標3 障がいに対する理解とすべての人がともに支え合う地域づくり

(1) 障がいに対する理解の促進

① 障がい者への理解と差別解消の促進

施策名	内容
手話言語条例の周知	ろう者の一層の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を利用できる環境整備に努めます。
社会参加の場の充実	市が主催する行事に聴覚障がい者等も参加できるよう、手話通訳者の派遣に努めます。
精神障がい者等に対する理解の促進	障がい者の中でも特に、市民の理解が遅れていると思われる精神障がいや発達障がいに対する理解を推進するため、精神保健知識等の普及啓発に努めます。
多様なメディアを活用した啓発・広報の充実	市や障がい者団体等が行う障がい者関連行事や、市内の障がい者の活躍等の情報を報道機関に提供し、マスメディアの理解と協力による啓発に努めます。
「障がい者週間」等の周知及び活用	「人権週間」、「障害者雇用支援月間」等の機会を活用し、福祉関係団体との連携により各種関連行事等を実施し、重点的な啓発・広報に努めます。
認知症に対する理解の促進	認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、地域において生活支援等の支え合いができるよう自治体等への啓発に努めます。
障がい者に対する虐待防止	障がい者に対する虐待防止への取り組みを行うほか、虐待事案の発見時において、速やかに対応できるよう、長崎県障害者権利擁護センター等と連携し、対応策を講じます。
市職員の障がいに対する理解のさらなる促進	職員が障がいや難病についての理解をさらに深めるために、研修等の実施に努めます。
視覚障がい者に対する理解の促進	市民がボランティアとして、広報紙等の音訳CDの作成や視覚障がい者の生活訓練の支援に参加し、関わることで、視覚障がい者に対する理解を深めます。

② 福祉教育の充実

施策名	内容
学校教育における福祉教育	児童生徒が、障がいの有無に関わらず、ともに育つ教育・保育環境の中で、障がいや障がい者に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、人権教育や福祉教育を進めます。
家庭、学校、地域社会、企業との連携促進	家庭、学校、地域社会、企業との連携及び交流活動を通じ、職業教育の推進を図ります。
地域住民を対象とした福祉教育	障がいに対する地域住民の理解を深めることのできる出前講座の実施等を通じて、高齢者や障がい者を含め、すべての市民が地域の中で支え合いながら、ともに生きることができる地域社会の育成に努めます。

③ 精神障がい者の社会参加

施策名	内容
心の健康づくり講演会等への参加促進	保健所等における研修会の周知や、すべての市民を対象とした精神保健福祉講座の開催に努め、心の健康づくりへの参加促進を図ります。
地域の人々との交流促進	精神障がい者と地域住民が交流できるイベント等の周知に努めます。

④ ボランティア活動の振興

施策名	内容
ボランティア活動の振興	社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体等に関する現況把握を行うとともに、情報の提供を進め、市民がボランティア活動に参加する機会の拡充を図ります。

(2) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興

① 学校教育の充実

施策名	内容
就学指導体制の充実	子どもの就学については、保護者と学校と行政が連携した就学相談を実施し、保護者の意見を尊重しつつ、ともに考えていきます。
特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とする子どもが思春期前後に二次的な障がい（精神疾患）を発症するケースがあることから、専門家によるカウンセリングや、必要に応じて専門家や関係機関を交えたケース会議を開催していくよう働きかけます。
特別支援学級の充実	障がい等に応じた教育を保障するため、必要に応じ、特別支援学級の充実に努めます。
特別支援学校への通学支援	特別支援学校に通学している障がい児の通学支援として、ヘルパー付き添いの通学バス（車両移送型）を運行します。
教育に関する情報の周知	自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の障がいがあり、特別な教育的支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりに応じた教育の充実に努めるため、これらの教育に関する情報の周知に努めます。
進路指導の充実	進路後の生徒の学校生活への適応を円滑にするために、生徒の特性や保護者の希望を踏まえた情報交換の場を設定するなど、双方の連携を深めるよう働きかけていきます。 また、障がいのある子どもが自立していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業、「県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと」等と連携をとり、就労先の確保に努めます。

② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策名	内容
学習活動の支援	市立図書館、公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。
市主催事業での手話通訳等の実施	市主催の学習会・講演会等に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。
点字図書の整備・充実	市立図書館での点字図書を充実するよう努めます。

③ 文化芸術活動・スポーツ等の振興

施策名	内容
文化活動の推進	障がいの有無に関わらず、文化活動や文化サークルに気軽に参加できるよう、実施方法の検討や情報の提供を行います。また、公共団体等が主催する講演会等にも、手話通訳の必要性を啓発するなど、聴覚障がい者の参加を促すとともに、これらの配慮について周知に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに参画できるよう、様々なニーズに応じたスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。
ボランティアの参加促進	スポーツ大会へのボランティアの参加を推進し、障がい者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ります。
入場料・使用料の軽減措置の充実	障がい者の社会参加を推進するため、公営施設の入場料・使用料の軽減措置に努めます。
芸術祭や展覧会等の開催支援	障がい者の参加する芸術祭や展覧会等の後援等を行い、開催を支援します。
地域の人々との交流促進	市内の各種イベントが障がい者も参加しやすいものとなるよう努め、交流促進を図ります。

第6章 計画の進行管理

1 計画内容の周知・広報

障がい者福祉の推進には、地域に関わるすべての人の連携・協働が必要であり、一人でも多くの市民に対し、障がいに対する理解を広げていくことが大切です。

そのため、計画の普及啓発にあたっては、広報誌やホームページ等を活用して広く市民への周知を図るとともに、地域で活動を行う団体と連携をとりながら、障がい者福祉に関する理解の普及を目指します。

2 計画全体の進行管理

本計画を総合的に推進していくために、障がい者福祉に関係する団体の代表者等で構成する「雲仙市地域自立支援協議会」を定期的に開催し、施策や取り組みについて、年度ごとに進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。

また、障がい者福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたるため、これら庁内関係各部署とも連携を図り、施策の検討・見直しを行います。

資料編

用語解説

【あ行】

■一般就労

民間企業等で、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

【か行】

■介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険の基本理念を徹底するもの。

■核家族

夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるもの、を含む。

【さ行】

■災害時要援護者（避難行動要支援者）

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時に何らかの手助け（援助）を必要とする人をいう。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」という。

■自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という目的のもと、地域の防災活動を効果的に行うための自発的な防災組織のこと。

■社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目的として様々な活動を行う民間団体。

■手話通訳者

聴覚に障がいのない人の音声を手話に置き換え、聴覚障がい者の手話を音声に置き換えることで、コミュニケーションの仲介や伝達等を行う人。

■障害者基本法

障がい者の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項等が定められた、障がい者の福祉の増進を目的とした法律。障がい者の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。昭和45年施行。

■障害福祉サービス

障がい者の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

■情報アクセシビリティ

アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページ等の情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。利用者の満足度を高めること（ユーザービリティ）や、目的地や情報へのアクセスを妨げる障害を取り除くこと（バリアフリー）と異なり、高齢者や障がい者等の利用者の「使いやすさ」を最優先としている。

■自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

■シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県が市町村（特別区を含む）に1個に限り指定する公益法人。その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施する。

■身体障害者手帳

身体障がい者が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能、肝臓）等に分けられる。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、重度から1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

【た行】

■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がい者が通いながら、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するなど、障がい者の日中の活動をサポートする場。

■地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

■特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

■特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学校における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

■特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うという考え方に基づく教育。

【な行】

■難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、発病の要因が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。例えば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等が難病に該当する。

■日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用に関する援助を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。

■日常生活用具

障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

■ネットワーク

地域における住民同士の複数の関係のつながりを指すものとして使われる。また、援助専門機関の「連携」という意味で用いる場合もある。

【は行】

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

■バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のことをいう。

具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

■ピアサポート

障がいや疾患、悩み等の共通点を持ち、対等に話し合える仲間同士（ピア）の支え合いを表す言葉。

■福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

■福祉的就労

企業等に就職することが困難な障がい者が、障がい者を支援する施設や事業所等において生産活動を行うこと。

■ヘルプカード

雲仙市ヘルプカード制度として、平成27年10月より実施されており、障がいや高齢のために援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードをいう。

■（無償）ボランティア

無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう。（自らの意志に基づき無償で福祉活動等を行う者のこと。）

個人又はグループで行う、①手話・点訳、学習指導等の技術援助、②児童・高齢者等の介護や話し相手等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供等の活動をいう。

【ま行】

■民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることが職務。児童福祉に関する問題や子育て支援の相談指導を行う児童委員を兼ねる。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計されたものをいう。障がい者・高齢者の利用にとって障壁となる部分の除去や改善を施すバリアフリーデザインの理念が発展し、種々の生活用品の商品開発段階で障がい者・健常者が「共用」することが見据えられ、最初からすべての人々の使用を意識して考え、設計されるようになった。

■要約筆記者

主に手話を知らない中途失聴者や難聴者に対して、話している言葉を「速く、正しく、読みやすく」要点をまとめて文章にし、情報伝達のサポートをする人。

【ら行】

■療育

障がい児に対して、子どもの成長や自立支援のために行う医療、治療、育成、保育、教育等を組織的に行うこと。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

